水利施設等保全高度化事業実施要領

平成30年３月30日付け29農振第2703号
最終改正　令和８年４月７日付け７農振第3484号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長
殿

農林水産省農村振興局長

第１　趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業の内容

１　要綱第２の１の水利施設整備事業に係る運用は、別紙１によるものとする。

２　要綱第２の２の畑地帯総合整備事業に係る運用は、別紙２によるものとする。

３　要綱第２の３の実施計画策定事業に係る運用は、別紙３によるものとする。

４　要綱第２の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第２の１の水利施設整備事業（別紙１の第２の12簡易整備型を除く。）又は要綱第２の２の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成25年２月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表１の事業区分の欄の１の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙２から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。

５　本事業で実施する事業のうち、新設事業（農業用用排水施設の新設）及び更新事業（農業用用排水施設の変更又は廃止）の分類は別表１のとおりとする。

６　本事業で実施する事業内容の詳細は別表２及び別表６のとおりとする。

７　本事業の実施に係る共通の運用事項は、別記１によるものとする。

第３　計画の作成

１　要綱第５の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式

１により作成するものとする。

(1) 高付加価値化区分

(2) 農地集積促進区分

(3) 水管理省力化区分

(4) 流域治水対策区分

２　要綱第５の農村振興局長が別に定める事業とは、水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型を実施する場合であって、対象施設及び事業実施主体が基幹水利施設管理事業実施要綱（平成８年７月31日付け８構改A第595号）の第２に掲げる事業と同一であるもの（以下「基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業」という。）とする。

第４　採択要件

１　第２に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 第３の１(1)の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあっては、畑作物又は園芸作物（以下「畑作物等」という。）の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

(2) 第３の１(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が増加することが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別記１に定めるところによるものとする。

(3) 第３の１(3)の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用等に資するものであること。

(4) 第３の１(4)の流域治水対策区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、流域治水の取組の推進に資するものであること。

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の２第１項第３号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の農業用用排水施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール(田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

２　要綱第６の１の農村振興局長が別に定める事業とは、基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業とする。

第５　事業の申請

1　要綱第７の１の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとするとき

2　１の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、１の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3　１の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4　要綱第７の１の事業採択申請書は様式２、要綱第７の２の事業採択通知書は様式３により作成するものとする。

5　別表２の６の農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の11月末日までに、別紙１の別記様式第17号による農業構造転換推進計画を添付の上、別紙１の別記様式第18号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

6　地方農政局長等は、５の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別紙１の別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

第６　事業の審査

要綱第７の２の審査については、法に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

1　事業の実施が技術的に可能であること。

2　事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。

3　地域農業の方向に沿ったものであること。

4　水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

5　関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。

6　用水及び排水の計画基準が適正であること。

7　工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
8　地域の環境との調和に配慮されていること。

第７　計画の変更

1　都道府県知事は、別紙１第７、別紙２第７又は別紙３第６に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、都道府県知事の承認を受けるものとする。

2　都道府県知事は、１の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更を承認したときは、翌年度の11月末日までに変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

3　２の変更計画報告書は、様式４により作成するものとする。

第８　事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙１第８、別紙２第８又は別紙３第８に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第９　助成

要綱第８の農村振興局長が別に定める経費とは、別記２に掲げる費用とする。

第10　発電施設における固定価格買取制度との調整等

1　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年４月１日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2　本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年11月末日までに要綱第７に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについては、この限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業

水利施設等に直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第11　その他

1　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

2　本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

3　都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。

4　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

5　法第５条及び第７条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月６日付け42農地Ｃ第375号農林省農地局長通知）によるものとする。

6　本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第２条第１項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第４条第３項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

7　本事業による盛土・切土等（宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

8　水土里ビジョン（土地改良法第57条の11第１項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）の策定地区については、都道府県知事による水土里ビジョンの認可前であっても、関係者（土地改良法第57条の14第１項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は同法第57条の11第４項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見

込まれる場合であれば、本事業を実施できるものとする。

附　則

この通知は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この通知は、令和４年12月２日から施行する。

附　則

1　この通知は、令和５年４月１日から施行する。なお第11の７の規定は、令和５年５月26日から施行する。

2　この通知による改正前の本要領別記１の第１の３（５）に規定されている中心経営体については、令和７年３月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附　則

1　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

2　この通知による改正後の別紙１の第４の10及び別紙２の第４の１については、令和６年度以降に当該事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙３に定める実施計画策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。）又は令和９年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

2　この通知による改正後の様式１、別紙１の第２の９及び第３、別記様式第14号並びに別紙２の第３について、令和６年度以前に要綱第７の申請が行われた地区

については、なお従前の例によることができる。

附　則

1　この通知は、令和８年４月７日から施行する。

2　この通知による改正前の本要領別記１の第２の３、第３の６及び９並びに第４の１、別表２の４、別表３、別紙１の第２の11及び第９の６、別紙２の第２の３並びに第９の３及び４並びに別記様式７及び８について、令和７年度以前に要綱第７の申請が行われた地区及び本要領別記１の第４の４に基づき調査等に着手した地区については、なお従前の例によることができる。

3　この通知による改正後の本要領別表２の１の（10）、５及び６並びに別紙３の第２の１から５までに掲げる事業の採択を希望する場合にあっては、要綱第７の１の規定にかかわらず、当該事業の令和８年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和８年10月末日までとする。

（様式１）

○○地区 水利施設等保全高度化整備計画
（高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・流域治水対策区分）

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１．地区の概要</td><td>・地区名：
・所在地：
・地区面積：</td></tr>
<tr><td>２．地区における農用地の現況及び問題点</td><td>・地区農用地の現況及び問題点
・整備状況（前歴事業等）</td></tr>
<tr><td>３．地域における農業の振興方向</td><td>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</td></tr>
<tr><td>４．方針
（区分に応じた取組方針等を記載）</td><td>（高付加価値化区分）
・高付加価値化に向けた取組方針
※畑作物等の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載
※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）

（農地集積促進区分）
・担い手への農地集積に向けた取組方針等
<table><tr><th></th><th>担い手数</th><th>担い手の経営等農用地面積（ha）</th><th>担い手農地利用集積率（%）</th></tr><tr><td>事業開始時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>目標年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>増加ポイント</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
（水管理省力化区分）
・水管理省力化への取組方針
※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載
・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載

（流域治水対策区分）
・流域治水の取組の推進に向けた取組方針
※治水協定の締結状況及び治水協定の内容、水田貯留機能の向上に向けた取組等、流域治水の取組の推進に向けた整備内容について記載</td></tr>
<tr><td>５．生産基盤整備の内容</td><td>・基盤整備計画
<table><tr><td>事業種</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業別面積（ha）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>６．営農支援の体制</td><td></td></tr>
</table>

（様式２）

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（○○○型）採択申請書

下記のとおり令和○○年度新規事業を実施したいので、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第７の１の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

１．事業計画概要書
２．水利施設等保全高度化整備計画
３．その他
〔４．費用負担者の同意書〕
〔５．施設の管理者の同意書〕

記

事業型	都道府県名	事業実施主体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考（別表の番号）
水利施設整備事業（基幹水利施設整備型） 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）					ha	百万円	

注１：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。
注２：本事業の創設以前に国庫補助事業（交付金を含む）として採択された地区であって、本事業の採択申請を行う地区にあっては、添付資料を１．事業計画概要書及び２．水利施設等保全高度化整備計画とし、また、事業計画概要書については計画概要表及び計画一般平面図のみとすることができる。
注３：基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合においては、基幹水利施設管理事業で策定した基幹水利施設管理強化計画を、２.水利施設等保全高度化整備計画の代替とすることができる。
注４：別紙１の第２の８の(4)及び第２の10の(3)を実施する地区にあっては、添付資料を１．事業計画概要書及び３．その他のみとすることができる。

（様式３）

番　　号
年　月　日

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択通知書

都 道 府 県 知 事　　殿

（農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	事業実施主体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考（別表の番号）
水利施設整備事業（基幹水利施設整備型） 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）					ha	百万円	

（様式４）

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（○○○型）計画変更報告書

○○地区について、○○計画の変更を行ったので、水利施設等保全高度化事業実施要領第７に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

１．○○計画
２．その他

事業型	都道府県　名	事業実施主　　体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備　考 （別表の番号）
水利施設整備事業 （基幹水利施設整備型） 畑地帯総合整備事業 （畑地帯総合整備型）					ha	百万円	

別記１（事業の実施に係る共通運用）

第１　定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

１　農地所有適格法人等

農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）並びに３の(1)のウに定める生産基盤整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。

２　経営等農用地

所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（４に定める基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

３　担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第１項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の４に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。

(3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

４　２の「基幹ほ場３作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者

が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

５　集約化

同一の農業者の経営等農用地であって、１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール、樹園地にあっては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、２つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) ２つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

(2) ２つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) ２つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている２つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(5) ２つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

(6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

６　中山間地域等

以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

(2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された地域

(3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域

(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項、第41条第１項若しくは第２項、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみ

なされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関す　る法律（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1)から(8)までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第２　附帯事業に係る共通事項

別表２に掲げる区分の欄の２から６までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

１　埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業とは、別表２の区分欄の１の（３）から（７）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表２の区分の欄の１の（１）及び（２）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

２　営農環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

(2) 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

(3) 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

(4) 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

ア　農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者

が定められているか又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

イ　地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

ウ　農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

エ　営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ　既存樹園地の伐採・伐根等と併せて、当該農地を森林等として利活用するために必要な用地の整備であること。

(5) 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね３戸以上、かつ、末端の受益戸数が２戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

３　農業経営高度化支援事業

(1) 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

ア　農業経営高度化支援事業の啓発普及

イ　農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

ウ　農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

エ　市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙１の第６の９に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙２の第６の３及び第６の４に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

ア　関係農家の意向調査活動

イ　用水の需要調査、配水計画や水利系統の見直し等の調整活動

ウ　河川管理者との水利権協議等に関する調整活動

エ　土地利用調整活動

オ　農用地流動化についての関係機関との調整活動

カ　農作物の需要動向、消費者ニーズの把握、販売先の検討等に関する調査活動

キ　導入作物の作付実証ほ場の設置･運営、土壌診断等に関する調査活動

ク　地域全体での営農転換に向けた効率的な輪作体系、作業受委託、雇用対策や集落営農・法人化等の検討、農業機械の利用再編に関する活動

ケ　専門技術者の育成、現場での講習・研修会開催、普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農・栽培技術等に関する活動

コ　農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

サ　その他高収益作物の導入・促進、農用地流動化に関係する調査・調整活動

(4) 調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア　産地形成支援事業

(ｱ) 高収益作物転換型においては高収益作物、畑作物等転換型においては畑作物等の作付面積の増加に資するものとなるように配慮するものとする。

(ｲ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙１に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第２の１の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第２の４に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。（ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から５年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。）

イ　中心経営体農地集積促進事業

(ｱ) 中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう

配慮するものとする。

(ｲ) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙１に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、畑地化促進助成及び畑地化促進事業の交付申請ができることとする（ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から５年間にわたって、交付可能とする）。

(6) 耕地利用高度化推進事業の内容は、以下のとおりとする。

ア　営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

イ　効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

ウ　暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

エ　表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

オ　補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

カ　転作後に必要な田面整地作業

キ　その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

ク　生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

(7) 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

4　農業水利施設省エネルギー化支援事業

農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための施設の整備と併せて農業水利施設の管理方法の見直し等の省エネルギー化に資する取組を実施することにより、地区全体のエネルギー消費効率の改善に取り組むものとする。

5　農業構造転換特別対策事業

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

なお、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア　次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）別表２の１生産基盤整備事業の事業種類の欄の（１）、（３）から（５）までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積（以下「対策費の対象面積」という。）に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が１ヘクタール以上とな

る農用地の面積の割合（以下「１ヘクタール割合」という。）が１／２以上であること。

（イ）別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合（以下「対策費部分集積率」という。）が 85 パーセント以上となること。

（ウ）別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合（以下「対策費部分集約化率」という。）が 80 パーセント以上となること。

イ　傾斜地（受益地域内の勾配が１／100 以上の地域をいう。以下同じ。）であって、次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 50 アール以上となる農用地の面積の割合（以下「50 アール割合」という。）が１／２以上であること。

（イ）別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が 85 パーセント以上となること。

（ウ）別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が 90 パーセント以上となること。

第３　助成

１　別記２の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

２　別記２の換地費には、確定測量費を含むものとする。

３　指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

４　調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

５　調査・調整事業の助成の限度額は、畑作等推進支援水利再編型、高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型を実施する場合を除いて、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗

じた額とする。

(1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円

(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

6　農業経営高度化促進事業のうち、産地形成支援事業の助成は、生産基盤整備事業の開始年度から完了年度までにおいて行うものとする。

7　農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画又は活性化計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて、国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表の事業の分類の欄の特別型のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（以下「国営かんがい排水事業（農地集積促進型）」という。以下同じ。）と一体的に実施する場合にあっては、国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の開始年度から農地集積促進計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

8　農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表３に示す助成割合を乗じた額とする。

9　耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２％に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

10　農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成は、生産基盤整備事業等又は国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表の事業の分類の欄の特別型のうち低炭素農業水利システム構築事業（以下「国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業)」という。）によって整備した、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための施設の供用開始から５年度までにおいて実施するものとする。

11　農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に別表３に示す助成割合を乗じた額とする。

12　農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

（１）別表４の区分の欄１又は２に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄１又は２に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

（２）別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄３に規定する事業の実施期間中に行う

生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、別紙１の第８の６に基づく達成状況報告により同表の区分の欄３の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の４月１日から起算して５年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

（３）別表４の区分の欄３に規定する事業を行う場合であって、別紙１の第８の６に基づく達成状況報告により同表の区分の欄３の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあっては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、（２）の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注４の規定に留意するものとする。

13　中心経営体農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、12の（１）中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第４　その他

１　第３の８及び９の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

２　農業水利施設保全合理化事業実施要綱第２の２又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年２月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙３－１第２の６の(3)に基づき、平成29年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受けた地区について別紙１の第５の10の(2)の要件を満たす場合は、対象事業費に別表３に示す助成割合を乗じた額を中心経営体農地集積促進事業（高収益作物転換加算を除く。）の助成の限度額とすることができる。

３　別表２の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の（10）の予算措置は令和12年度までとする。

４　農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和11年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向け、国営事業にあっては調査等に着手した場合、その他の事業にあっては国庫補助事業に着手した場合、令和12年度以降であっても採択できるものとする。

５　農業構造転換特別対策事業は、令和11年度末までに要綱第７の２の採択が行われた地区において実施できることとする。

別記２

１　工事費

ア　純工事費（請負工事にあっては、工事費とする。）

イ　測量設計費

ウ　用地費及び補償費

エ　船舶機械器具費

オ　全体実施設計費

カ　換地費

２　促進費

３　対策費

４　調査・調整費

別表１

新設事業（農業用用排水施設の新設）及び更新事業（農業用用排水施設の変更又は廃止）の分類

<table>
<tr><td rowspan="2">事業の分類</td><td colspan="2">事業の内容</td></tr>
<tr><td>新設事業
（農業用用排水施設の新設）</td><td>更新事業
（農業用用排水施設の変更又は廃止）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">水利施設整備事業</td><td colspan="2">基幹水利施設整備型</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業用水再編対策型</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域用水機能増進型</td></tr>
<tr><td colspan="2">流域水質保全機能増進型</td></tr>
<tr><td colspan="2">排水対策特別型</td></tr>
<tr><td></td><td>基幹水利施設保全型</td></tr>
<tr><td></td><td>水利施設集約再編型</td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素農業水利システム構築型</td></tr>
<tr><td colspan="2">流域治水対策型</td></tr>
<tr><td colspan="2">農地集積促進型</td></tr>
<tr><td colspan="2">畑作等推進支援水利再編型</td></tr>
<tr><td colspan="2">簡易整備型</td></tr>
<tr><td rowspan="5">畑地帯総合整備事業</td><td colspan="2">畑地帯総合整備型</td></tr>
<tr><td colspan="2">畑地帯総合整備中山間地域型</td></tr>
<tr><td colspan="2">高収益作物導入促進型</td></tr>
<tr><td colspan="2">高収益作物転換型</td></tr>
<tr><td colspan="2">畑作物等転換型</td></tr>
<tr><td>実施計画策定事業</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table>

別表２　事業内容

区　　分	事 業 種 類	事　　業　　内　　容	備　　考
１　農業生産基盤整備事業	(1)　農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土(混層耕を含む)又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	(4) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	(5) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更	
	(6) 除礫	除礫	
	(7) 農用地造成	農用地の造成	
	(8) 農地保全	農用地の保全のため必要な事業	
	(9) 堆砂対策事業	有効貯水量の回復・増加に必要な掘削、貯砂ダム等の整備	
	(10) 緊急水管理システム整備事業	河川管理者への情報提供に必要な水位計、データ処理装置等の整備	
	(11) 低炭素施設整備事業	高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備	

2　農業生産基盤整備附帯事業	(1)　土壌改良事業	土壌改良資材の投入等	
	(2)　高付加価値農業施設移転等事業	事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業	
	(3)　交換分合	農用地等の交換分合	
	(4)　耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等	
	(5)　埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3　営農環境整備事業	(1)　農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	
	(2)　農業集落排水施設整備事業	農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	
	(3)　農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	
	(4)　農業集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備	

	(5) 用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 森林等として利活用するために必要な用地の整備	
	(6) 環境整備事業	親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	
	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設整備事業	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設整備事業	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤整備事業	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
	(11) 水管理施設整備事業	農業水利施設の管理の省力化を図るための水管理施設の整備	

4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業		
	ア 指導事業	水利用・土地利用調整及び農用地の利用集積や高収益作物への転換を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動	
	(2) 農業経営高度化促進事業		
	ア 産地形成支援事業	①水田における高収益作物の転換に向けた支援	①は高収益作物転換型に限る
		②水田における畑作物等の転換に向けた支援	②は畑作物等転換型に限る

	イ　中心経営体農地集積促進事業	①中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援	①は農地集積促進型又は畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型に限る
		②水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算）※	②は畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型に限る
	(3)　耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	
5　農業水利施設省エネルギー化支援事業	農業水利施設省エネルギー化支援事業	農業水利施設の省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用の促進に向けた支援	低炭素農業水利システム構築型に限る
6　農業構造転換特別対策事業	農業構造転換特別対策事業	農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進	農地集積促進型に限る
7　特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

※　高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が２ヘクタール（中山間地域等にあっては１ヘクタール）以上となること。

別表３（農業経営高度化促進事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業に係る助成）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>基　　準</th><th colspan="4">助　成　割　合</th><th>助　成　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">１　農地集積促進型

中心経営体農地集積促進事業</td><td>中心経営体農地集積率</td><td colspan="2">基　　本</td><td colspan="2">集約化加算（※１）</td><td rowspan="5">生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。</td></tr>
<tr><td>55パーセント以上
65パーセント未満</td><td colspan="2">0.055</td><td colspan="2">0.065</td></tr>
<tr><td>65パーセント以上
75パーセント未満</td><td colspan="2">0.065</td><td colspan="2">0.085</td></tr>
<tr><td>75パーセント以上
85パーセント未満</td><td colspan="2">0.075</td><td colspan="2">0.105</td></tr>
<tr><td>85パーセント以上</td><td colspan="2">0.085</td><td colspan="2">0.125</td></tr>
<tr><td rowspan="6">２　畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型

中心経営体農地集積促進事業</td><td rowspan="2">中心経営体農地集積率</td><td rowspan="2">基本</td><td rowspan="2">集約化加算（※１）</td><td colspan="2">高収益作物転換加算（※２）</td><td rowspan="6">生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。</td></tr>
<tr><td>６％以上増加</td><td>10%以上増加</td></tr>
<tr><td>55パーセント以上
65パーセント未満</td><td>0.055</td><td>0.065</td><td>0.075</td><td>0.095</td></tr>
<tr><td>65パーセント以上
75パーセント未満</td><td>0.065</td><td>0.085</td><td>0.085</td><td>0.105</td></tr>
<tr><td>75パーセント以上
85パーセント未満</td><td>0.075</td><td>0.105</td><td>0.095</td><td>0.115</td></tr>
<tr><td>85パーセント以上</td><td>0.085</td><td>0.125</td><td>0.105</td><td>0.125</td></tr>
<tr><td rowspan="5">３　国営かん排事業（農地集積促進型）

中心経営体農地集積促進事業</td><td>中心経営体農地集積率</td><td colspan="2">基　　本</td><td colspan="2">集約化加算（※１）</td><td rowspan="5">国営かん排事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。</td></tr>
<tr><td>55パーセント以上
65パーセント未満</td><td colspan="2">0.055</td><td colspan="2">0.065</td></tr>
<tr><td>65パーセント以上
75パーセント未満</td><td colspan="2">0.065</td><td colspan="2">0.078</td></tr>
<tr><td>75パーセント以上
85パーセント未満</td><td colspan="2">0.075</td><td colspan="2">0.091</td></tr>
<tr><td>85パーセント以上</td><td colspan="2">0.085</td><td colspan="2">0.104</td></tr>
</table>

4　低炭素農業水利システム構築型 農業水利施設省エネルギー化支援事業	エネルギー消費原単位（農業水利施設におけるエネルギー使用量を当該エネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除して得た値をいう。以下同じ。）の変化率	基　　本	生産基盤整備事業等の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	整備した施設の供用開始年度を含む４年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0500	
	整備した施設の供用開始年度を含む４年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ４年度のうち直近２年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0500	
5　国営かん排事業（低炭素農業水利システム構築事業）	エネルギー消費原単位の変化率	基　　本	国営かんがい排水事業の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	整備した施設の供用開始年度を含む４年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0400	
	整備した施設の供用開始年度を含む４年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ４年度のうち直近２年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0400	

※１　中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合。

※２　当該受益面積に対する水田の樹園地化を行う面積の増加割合に応じて加算する。なお、集約化加算及び高収益作物転換加算はいずれか１つを適用するものとする。

※３　区分の欄１の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄１の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表４（農業構造転換特別対策事業に係る助成）

区　分	基　　準				助成割合（定額）
	大区画化の割合	対策費部分集積率	対策費部分集約化率	農地中間管理権の設定等	
1	１ヘクタール割合が１／２以上 50アール割合が１／２以上	85パーセント以上	80パーセント以上 90パーセント以上		0.0625
2	１ヘクタール割合が３／５以上 50アール割合が３／５以上	85パーセント以上	80パーセント以上 90パーセント以上		0.094
3	１ヘクタール割合が２／３以上 50アール割合が２／３以上	85パーセント以上	80パーセント以上 90パーセント以上	対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管理権の設定等が行われること	0.125

注１：　受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注２：　農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注３：　農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第５の５に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が15年以上であること。

　なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して15年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から15年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注４：　要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄１の基準を達成している地区にあっては、区分の欄１に規定する事業を実施することはできない。

　要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄２の基準を達成している地区にあっては、区分の欄２に規定する事業を実施することはできない。

　要綱第７の１の提出が行われた日において、区分の欄３の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄３に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により１ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50アール割合）、対策費部分集積率又は対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注５：　区分の欄３に規定する事業を行う地区（第３の12の（３）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第87条第５項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の３第３項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注６に掲げる場合を除く。

①　対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者　次のいずれかに掲げる場合

イ　当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ　当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ　当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第７項の 規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積

等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第１項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者　次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人　次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注６：注５ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

① 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合

② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

③ 注５①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合

ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと

（ア）設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が 15 年以上あること

（イ）機構により所有権が取得されること

イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること

④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注７：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

１　第１の６（１）から（８）までに掲げる地域であって、２から５まで以外の地域	0.0625	0.04125
	0.094	0.058
	0.125	0.075
２　北海道内の地域であって第１の６（１）から（８）までに掲げる地域	0.0625	0.01375
	0.094	0.019
	0.125	0.025
３　北海道内の地域であって２以外の地域	0.0625	0.0375
	0.094	0.056
	0.125	0.075
４　沖縄県	0.0625	0.02
	0.094	0.023
	0.125	0.025
５　奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域	0.0625	0.013
	0.094	0.017
	0.125	0.02

別表５（採択要件）

１　当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上の場合

現　況	基　準	要　件
80パーセント未満	80パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
80パーセント以上 90パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	

２　１以外の場合

現　況	基　準	要　件
50パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
50パーセント以上 90パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	

別紙１（水利施設整備事業に係る運用）

第１　趣旨

要綱第２の１に掲げる水利施設整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

１　基幹水利施設整備型

別表２の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の事業の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

２　農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

３　地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。以下同じ。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

４　流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

５　排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び別表２の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)から(5)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの

ア 排水施設と一体としての機能を有するもの

イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

6　基幹水利施設保全型

(1) 国営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第１号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

ア　施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ　施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ　劣化原因究明のための構造物の監視

エ　機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

7　水利施設集約再編型

用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、国営造成施設、都道府県営造成施設及び国営造成施設又は都道府県営造成施設と一体的に行う団体営事業により造成された農業用用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの

8　低炭素農業水利システム構築型

農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。

(1) 別表２の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(11)に掲げる事業を行うもの

(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの

(3) (1)の事業及び別表２の５の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの

(4) 国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と併せて、別表２の５の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの

9　流域治水対策型

(1) 別表２の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9) 又は (10) に掲げる事業のうち１以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダ

ム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(2) 用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの

(3) 用排水施設整備事業（治水協定ダムを除く。）を実施するものであって、流域治水の取組の推進に資するもの

10　農地集積促進型

水管理の省力化のための農業用用排水施設の整備等を行うことにより、担い手への農地集積・集約を促進するため、下記の事業を実施するもの

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表２の農業経営高度化支援事業及び農業構造転換特別対策事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3)国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業（別表２の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施するもの

11　畑作等推進支援水利再編型

営農の変化に応じた農業用用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するため、下記の事業を実施するもの

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表２の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

12　簡易整備型

簡易整備型の事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に附帯する施設の整備

第３　事業の実施地域

水利施設整備事業のうち第２の10の実施区域は、要綱第３の区域のうち、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域とする。

ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪

江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和６年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）２の(1)の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。

第４　事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第４の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

１　第２の１から７まで、９の(2)及び11の事業については都道府県（第２の６(2)の事業については都道府県又は市町村）

２　第２の８、９の(1)及び(3)の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合

３　第２の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業及び農業構造転換特別対策事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）

４　第２の12の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

第５　事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第６の２の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

１　基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画等が策定されていること。

(1) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、当分の間、５ヘクタール。ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの

(2) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設（以下「畑地を受益地とする農業用用排水施設」という。）の新設又は変更（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下各別紙において「令」という。）第50条第１項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用用排水施設の変更に限る。）であって、受益面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの

(3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、おおむね５ヘクタール）以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、おおむね100ヘクタール）以上のもの

(4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、末端支配面積の制限を設けない。）のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあっては、おおむね50ヘクタール）以上のもの

(5) 畑地を受益地とする農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

(6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね３分の２以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね５千万円以上のもの。

ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。

２　農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積が５ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。

(2) 実施地域内に100ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第第58号）第８条第２項第１号の農用地区域が含まれること。

(3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア　次の算式により算定される再編水量が毎秒0.5 立方メートル以上であること。

再編水量 ＝ 許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。） － 更新水利権水量

イ　次の算式により算出される再編水量の比率が10パーセント以上であること。

$$\frac{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）} - \text{更新水利権水量}}{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）}} \times 100$$

(4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、

再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア　かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ　新規利水事業の事業主体

ウ　都市開発事業計画等が第６の１の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ　関係市町村

オ　その他都道府県知事が必要と認める者

３　地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあっては、100ヘクタール）以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね５ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積５ヘクタール以上の全ての農業用用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね５パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に１つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア　事業実施主体

イ　市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ　土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ　都道府県土地改良事業団体連合会

オ　その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとすること。

ア　地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ　土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

４　流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあっては、100ヘクタール）以上であること。

(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね５ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。

(3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。

(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農

業の推進に関する指針が策定されていること。

(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成５年法律第91号）に基づく水質基準がいまだ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。

(6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に１つ、３の(4)のアからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、３の(5)のア及びイに掲げる内容を主たるものとすること。

５　排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50％以上であること。

ア　降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来す水田

イ　常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう。）水田

ウ　ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(2) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあっては、おおむね10ヘクタール）以上であること。

６　基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 第２の６の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第２号により作成する実施方針に位置付けられたものとする。なお、実施方針は、策定後５年以内に見直しを行うものとし、新たに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出するものとする。

(3) 第２の６の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第２の６の(2)について、令第50条第１項第１号の２に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。

(5) 都道府県営造成施設について第２の６の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。

(6) 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。

7　水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね100ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね20ヘクタール）以上であること。

(2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。

(3) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの。

ア　２以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を１以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む）。

イ　営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。

(4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。なお、総費用とは、事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出するものとする。

総費用 ＝ 当該事業に要する事業費
＋当該事業により整備される施設及び全ての既存施設の資産価額
＋耐用年数が終了した一部施設の再整備費
－評価期間終了時点の関連する全ての施設の資産価額

8　低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素排出土地改良施設整備計画（以下「低炭素計画」という。）を策定すること。

9　流域治水対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 第２の９の（1）の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア　治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。

イ　治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。

ウ　別表２の１の（10）緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。

エ　本事業を令第50条第12項に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第５の６の（4）に掲げるものとする。

(2) 第２の９の（2）の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア　受益面積がおおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上であること

イ　受益面積の５割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること

ウ　以下のいずれかを満たす地域で実施すること。

(ｱ) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。

① 流域治水プロジェクトの推進について（令和２年６月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和２年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(ｲ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(ｳ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

(3) 第２の９の（3）の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア　流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。

イ　計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること。

10　農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあっては10ヘクタール）以上であること。

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表２の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表５に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

11　畑作等推進支援水利再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあっては10ヘクタール）以上であること。

(2) 第２の11の事業の完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が５ha以上、かつ、20％ポイント以上増加すること。

12　簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1)　１地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

(2)　１地区当たりの受益者数が、農業者２者以上であること。

(3)　１地区当たりの受益面積が、５ヘクタール以上であること。

第６　計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第７の１の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

１　農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第３号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあっては、都道府県知事は第５の２の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

(1)　地域の現在の利水状況

(2)　地域の利水に関する将来構想

(3)　農業用水の再編構想

(4)　施設整備の概要

(5)　その他関連する事項

２　地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第４号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第５の３の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

(1)　地区の概要

(2)　地域の所在及び現況

(3)　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(4)　施設の整備等の構想及び基本計画

(5)　関連事業

(6)　その他必要な事項

３　排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第23号により策定するものとする。

４　基幹水利施設保全型

(1)　都道府県知事は、第２の６の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第５号により保全整備事業計画書を作成するものとする。

(2)　都道府県知事又は市町村長は、第２の６の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第６号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第７号により事業計画の概要を

作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第５号により保全整備事業計画書を作成するものとする。

(3) 都道府県知事は、法律補助として実施する場合には、要領第11の５の規定にかかわらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第８号及び別記様式第９号によるものとする。

5　水利施設集約再編型

都道府県知事は、第２の７の事業を実施する場合には、別記様式第10号により集約再編計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、別記様式第11号により事業計画の概要を作成するものとする。

6　低炭素農業水利システム構築型

(1) 事業実施主体は、第２の８の事業を実施する場合には、令第50条第13項の低炭素計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第12号により低炭素計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せて行う場合については、別記様式第６号の機能保全計画の概要を作成するものとする。令第50条第13項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア　地区の現況

イ　農業用用排水施設の省エネルギー化又は再生エネルギー利用の取組方針

(2) 農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第13号により省エネルギー化対策実施計画を作成するものとする（この場合、(1)の低炭素計画に代えることができる）。

7　流域治水対策型

事業実施主体は、第２の９の事業を実施する場合には、令第50条第12項の流域治水土地改良施設整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第14号により流域治水対策整備計画を作成するものとする。令第50条第12項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア　地区の現況

イ　流域治水プロジェクトの策定等の状況

ウ　対象施設の概要及び施設整備計画

8　農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第５項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1) 令第50条第５項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア　計画区域の現況

イ　担い手等の見通し

ウ　担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

(2) 集積地域整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　地区の現況

イ　課題及び整備方針
ウ　生産基盤整備事業の概要
エ　担い手への農用地集積計画
オ　担い手別農用地集積方法
カ　農業経営高度化支援事業の概要
キ　中心経営体への農地集積・集約化計画

(3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第15号によるものとする。

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第２の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第16号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) 集積地域整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の５年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(6) 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第 17 号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

9　畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第６項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から５年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第６項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
ア　計画区域の現況
イ　畑作物等の導入計画の見通し
ウ　畑作物等の導入面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
ア　地区の現況
イ　課題及び整備方針
ウ　生産基盤整備事業の概要
エ　畑作物等の導入促進計画
オ　畑作物等の目標年度及び作付計画
カ　農業経営高度化支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第21号によるものとする。

10　簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第７の１の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第22号による水利施設整備計画とする。

第７　計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

１　都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第６の１の再編計画を変更すること。

(1) 受益面積の10パーセント以上の増減

(2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減

(3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第６の４の保全整備事業計画書を変更すること。

(1) 第２の６の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減

(2) 第２の６の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合

(3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合

(4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

３　事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第６の６の低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画を変更すること。

(1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合

(2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

４　事業実施主体は、流域治水対策型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第６の７の流域治水対策整備計画を変更すること。

(1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合

(2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得

られるものによる場合を除く。）

5　都道府県知事は、農地集積促進型において、第６の８に定める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

6　都道府県知事は、農地集積促進型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、７に定める場合を除き、翌年度の11月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第18号により報告するものとする。

7　農地集積促進型における農業構造転換推進計画の変更があった場合であって、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表４の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、第５の５の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第18号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

8　地方農政局長等は、７の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

9　都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型において、第６の９に定める作付転換整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

10　事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第６の10の水利施設整備計画を変更するものとする。

(1) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の20パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更目の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(2) 受益面積の５パーセント以上かつ５ヘクタール以上の変動

第８　事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1　都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第23号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第30号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の９月末日までに、別記様式第23号により地方農政局等に報告するものとする。

２　都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の６月末日までに別記様式第24号により事業実施結果を報告するものとする。

３　流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の６月末日までに別記様式第25号により行うものとする。

４　低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から４年度経過後の翌年度の６月末までに別記様式第26号により行うものとする。

５　農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の３月末日までに、別記様式第27号により行うものとする。

６　農業構造転換推進計画に係る達成状況報告については、次の定めるところにより行うものとする。

（１）農地集積促進型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の４月１日から起算して７年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の９月末日までに、別記様式第20号により地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の４月１日から起算して６年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表４の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

（２）（１）の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

７　畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の３月末日までに、別記様式第28号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第31号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の９月末日までに、別記様式第28号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

８　簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の６月末日までに別記様式第29号により行うものとする。

第９　その他

１　第２の６、８、９の(1)及び(3)並びに12の事業及び別表２の区分２から５までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

２　第２の６の(2)及び第５の１の「機能保全計画等」とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、第２の６の(1)及び別紙３の第２の４に基づいて策定する機能保全計画とする。

(1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第２に掲げる機能保全計画

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱第３に掲げる広域基盤整備計画

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱第４に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画

(4) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年４月１日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙２の運用１第１の６（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年４月６日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙３第２において準用する場合を含む。）及び運用３第１の３の(5)に掲げる機能保全計画

(5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添１－４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画

３　次に掲げる計画は、２の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）により廃止された国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年４月１日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第２に掲げる機能保全計画

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年４月１日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）により廃止された国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年４月１日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第２の１に掲げる施設の長寿命化に関する計画

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止された国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年４月６日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第３の２の(2)に掲げる長寿命化に関する計画

(4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）により廃止された戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振第2200号農林水産省農村

振興局長通知）別紙４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止された特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止された農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年２月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知及び、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙３－１第２の７の(1)に掲げる機能保全計画

(7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）により廃止された農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年２月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第２の12に掲げる機能保全計画

(8) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2309号農林水産省農村振興局長通知）第４の４（２）に掲げる機能保全計画

(9) その他地方農政局長等が機能保全計画と同等と認める計画

４　水利施設整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙４の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。

５　都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

別記様式第１号

	地区名	地区
機能保全計画 令和　　年　　月 ○○県、○○市、○○町、○○村		

＜機能保全計画　目次＞

１．施設現況調書
　(1) 事業の状況
　　①完了地区、②実施中の地区
　(2) 施設管理状況及び課題
２．施設機能診断
　(1) 施設機能診断調査
　(2) 施設機能診断評価
３．対策工事
　(1) 対策工法
　(2) 対策時期
　(3) 機能保全コスト算定
　(4) 施設機能監視計画

別記様式第２号

○○県　基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

１．事業実施期間　Ｒ○○年度～Ｒ○○年度

２．対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧※1

地区名※2	施設名	造成年度	種類※3	規模※4	水路延長※5	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。

※２：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※３：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※４：規模とは、貯水池は貯水量（千m^3）、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）

※５：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(3) **施設数計**

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延　長						ｋｍ		ｋｍ

３．事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後５年間の計画策定の推進目標（最低でも５０％とする）等について記載すること。

別記様式第３号

農業用水再編対策基本計画

１　地域の利水をめぐる状況

２　地域の利水に関する将来構想
- (1) 基本方針
- (2) 水需要の将来予測
- (3) 水源開発及び水利権取得計画

３　農業用水の再編構想
- (1) 基本方針
- (2) 現況の農業用水の利水状況
- (3) 農業用水需要の将来予測
- (4) 必要水量の検討
- (5) 水利調整計画

４　施設整備の概要
- (1) 農業水利施設の整備状況
- (2) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
- (3) 費用負担の考え方
- (4) 施設の管理の考え方
- (5) 関連事業計画等

５　その他関連する事項

別記様式第４号

	地 区 名	地区
	作成年月	年　月

地域用水環境整備計画
○　○　地　区

令　　和　　年　　月
○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画 目次＞

１　地区概要表

２　地域の所在及び現況

(1) 所　　在

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプごとの地域用水機能の概況

③ 管理体制

３　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

４　施設の整備等の構想及び基本計画

５　事業実施計画

(1) 事業実施計画

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

② 地域用水機能増進指標（ 現況及び計画）

６　関連事業

７　添付図面

(1) 地域用水環境整備現況図

(2) 地域用水整備構想図

(3) 地域用水機能効果算定図（現況）

(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域の概要</td><td>地理的条件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>農業状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画対象面積</td><td>全体</td><td>水田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">人口・戸数</td><td></td><td>総人口</td><td colspan="2">農家人口</td><td>総戸数</td><td>農家戸数</td></tr>
<tr><td>実 数</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構成比</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業基盤整備状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">地域用水機能の増進のための方策</td><td rowspan="2">地域用水機能</td><td>現況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>目標</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設整備</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>配水操作</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能の増進</td><td>存在要件</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>増進効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

2 地域の所在及び現況

(1) 所 在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

事 業 名	工 期	受益面積	整 備 内 容

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設

2) 流雪用水機能を有する施設

3) 防火用水機能を有する施設

4) 生活用水機能を有する施設

施　設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備　考
	施設構造	状　況	ｱｸｾｽ	水路状況	水位変動	水質	管理者	状　況	

③ 管理体制

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機　　能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能防火用水機能景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施　設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備　考
		現　況	目　標	構　造	数　量		

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

ア．事業実施主体

イ．総事業費

ウ．予定工期

エ．予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合（%）	地域用水機能存在延長（m）					備 考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
○○○用水路	○○○支線	1,000	40	100	200	150	100	400	（記入例）
合　　計									

注１：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
注２：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹･支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				アクセス指標 A	水路状況指標 B	水位変動指標 C	水質指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算距離 a*a	アクセス指標 A*a*a'	水路状況指標 B*a*a'	水位変動指標 C*a*a'	水質指標 D*a*a'	計	
○○幹線	○○支線	防火用水	防-1	1	1	5	－	200	4	0.1	20	20	20	100	－	140	記入例
○○幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
○○幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合　　計																	
		景観保全															
		流雪用水															
		防火用水															
		生活用水															

6 関連事業

7 添付図面

(1) 地域用水環境整備現況図

(2) 地域用水環境整備構想図

(3) 地域用水機能効果算定図（現況）

(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第５号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

１．機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。

※２：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※３：規模とは、貯水池は貯水量（千ｍ^3）、頭首工は取水量（ｍ^3／ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（ｍ^3／ｓ）、樋門及び　水路は通水量（ｍ^3／ｓ）

※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						ｋｍ		ｋｍ

２．対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

３．緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

４．事業費

区　　分	事　　業　　費	備　　考
１．機能保全計画の策定	千円	
２．対策工事	千円	
３．緊急補修工事	千円	
計	千円	

５．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注１）実施方針（別記様式第２号）を添付すること。
注２）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画の概要（別記様式第６号）等を添付すること。

別記様式第６号

機能保全計画の概要

<table>
<tr><td rowspan="5">１施設の概要</td><td colspan="2">施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ｈａ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設構造</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設規模</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事業実施理由</td><td></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">２調査結果概要</td><td colspan="2">予備調査結果概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般調査結果概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細調査結果概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">診断結果</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">３機能保全対策概要</td><td colspan="2">対策工法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対策時期</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対策費用</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">４機能保全コスト</td><td colspan="2">機能保全コスト</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">コスト削減効果※</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第７号

○○地区　事業計画の概要

<table>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="3"></td><td>局　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td colspan="3"></td><td>事 業 主 体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係市町村名</td><td colspan="3">受　益　面　積</td><td rowspan="2">受益戸数</td><td rowspan="2">事 業 費</td><td rowspan="2">予 定 工 期</td></tr>
<tr><td>水　田</td><td>畑</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>千円</td><td>年度
～</td></tr>
<tr><td>現　況
（事業の必要性）</td><td colspan="7">（対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">対象施設

概　要</td><td rowspan="2">名 称</td><td rowspan="2">主　要　諸　元</td><td rowspan="2">受益面積</td><td colspan="3">基 本 事 業 計 画</td></tr>
<tr><td>造成工期</td><td>造成工事費</td><td>受益面積</td></tr>
<tr><td>○○
ダム</td><td>形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等</td><td>ha</td><td>年度
～</td><td>千円</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>○○
頭首工</td><td>形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>○○
機場</td><td>形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>○○幹線水路</td><td>形式、延長、流量、流速、附帯工等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設整備計　画</td><td colspan="7">（機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事 業 費</td><td>種　　目</td><td>数　　量</td><td>金　　額</td><td colspan="4">備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

基本事業の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						

対象施設の管理状況	施設名	管理費（最近１０ヵ年平均）			管理事業計画の概要
		水管理費	整備補修費	計	
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法手続予定表						
図面等	１　一般計画平面図（５万分の１地形図） ２　主要対策工事図面 ３　基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第８号

事業計画概要書

第１章　目　　的

事業の目的を簡潔に記載する。

第２章　地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第３章　施設整備計画

対策工事の内容について記載する。

第４章　費用の概算

総額のみ記載する。

第５章　効　　用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第６章　他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第７章　計画概要図

５万分の１地形図に記載する。

別記様式第９号

事業計画書

第１章　目　　的
第２章　地域及び地積
　第１節　地　域
　第２節　地　積
第３章　対象施設の状況
　第１節　用水施設
　　１　貯水池
　　２　頭首工
　　３　揚水機
　　４　用水路
　　５　その他かんがい施設
　第２節　排水施設
　　１　排水水門
　　２　排水機
　　３　排水路
　　４　その他排水施設
　第３節　その他の施設
第４章　施設整備計画
　第１節　要　旨
　第２節　用水施設
　　１　貯水池
　　２　頭首工
　　３　揚水機
　　４　幹線用水路
　　５　その他かんがい施設
　第３節　排水施設
　　１　排水水門
　　２　排水機
　　３　排水路
　　４　その他排水施設
　第４節　その他の施設
第５章　工事の着手及び完了の予定時期
第６章　環境との調和への配慮
第７章　事業費の総額及び内訳
第８章　効　用
第９章　関連する事業
　　１　基本事業
　　２　維持管理事業
　　３　その他の関連事業
第10章　計画図面
　　１　現況平面図
　　２　計画平面図
　　３　主要工事図面

別記様式第10号

集約再編計画の概要

1 集約再編の考え方						
2 現況施設の概要	施設名称	造成時期（完成）	受益面積（ha）	造成事業	造成主体	主要諸元
	○○機場					○ ㎥/s
	△△機場					○ ㎥/s
	□□水路					
	××水路					

3集約後の施設の概要	施設名称	対策	受益面積（ha）	主要諸元
	○○機場	更新		△㎥/s
	□□水路	更新		
	◎◎水路	新設		
	××水路	廃止		

4 総費用	①現況施設を更新した場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額
	②施設の集約再編を行う場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額

※「２現況施設の概要」及び「３集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

別記様式第11号

○○地区　事業計画の概要

<table>
<tr><td>地区名</td><td colspan="6"></td><td>局名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td colspan="6"></td><td>事業主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係市町村名</td><td colspan="6">受益面積（ha）</td><td rowspan="2">受益戸数</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="2">予定工期</td></tr>
<tr><td colspan="2">水田</td><td colspan="2">畑</td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td></td><td>現況</td><td>計画</td><td>現況</td><td>計画</td><td>現況</td><td>計画</td><td>戸</td><td>千円</td><td>～　年度</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>現況（事業の必要性）</td><td colspan="10">（対象施設の状況、施設の集約再編の必要性等について具体的に記載する。）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">集約再編後の施設の概要</td><td>名称</td><td colspan="2">主要諸元</td><td>受益面積</td><td colspan="6">基本事業計画</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>造成工期</td><td colspan="2">造成工事費</td><td>受益面積</td></tr>
<tr><td>○○ダム</td><td colspan="2">形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等</td><td>ha</td><td>年度～</td><td colspan="2">千円</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>○○頭首工</td><td colspan="2">形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>○○機場</td><td colspan="2">形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>○○幹線水路</td><td colspan="2">形式、延長、流量、流速、附帯工等</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業費</td><td>種目</td><td colspan="3">数量</td><td colspan="3">金額</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">基本事業の概要</td><td rowspan="2">事業種別</td><td rowspan="2">地区名</td><td colspan="3">受益面積</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="2">工期</td></tr>
<tr><td>水田</td><td>畑</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>千円</td><td>年度</td></tr>
<tr><td colspan="8">計画の概要</td></tr>
</table>

関連事業	事業名	工 期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法手続 予定表						
図面等	１一般計画平面図（５万分の１地形図） ２主要対策工事図面 ３基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による整備の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第12号

○○地区　低炭素排出土地改良施設整備計画

地区名			局名	
都道府県			事業主体	
関係市町村	関係土地改良区	受益面積	事業費	工期
		ha	千円	年度 ～
地域指定等				
現況 （事業の必要性）	（省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を行う背景や目的を記載）			
省エネルギー化、再生可能エネルギー利用の取組方針	（高効率設備の導入による省エネルギー化や小水力発電施設等の再生可能エネルギーの利用による、低炭素農業水利システムの構築に向けた整備の概要を記載）			

施設整備の概要	名称	主要諸元	新設/変更	基本事業計画※1			整備内容
				受益面積	造成工期	造成工事費	
（記載例）	○○排水機場		変更	ha	年度 ～	千円	高効率ポンプへの更新
	○○発電所		新設	―	―	―	小水力発電施設の新設
	○○用水路		変更	ha	年度 ～	千円	併せ行う長寿命化対策※2

維持管理対象施設※3の概要	名称	主要諸元	基本事業計画※1			維持管理費軽減等の内容
			受益面積※3	造成工期	造成工事費	
（記載例）	○○排水機場		ha	年度 ～	千円	・省エネルギー化による維持管理費の軽減 ・余剰電力の売電収益を施設の維持管理費に充当
	○○用水機場		ha	年度 ～	千円	・○○小水力発電施設の発電電力を施設に供給。 ・余剰電力の売電収益を施設の維持管理費に充当

<table>
<tr><td colspan="5">現況　（維持管理対象施設での使用エネルギー）※4</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施前の年間エネルギー使用量</td><td colspan="3">事業実施前の単位当たりエネルギー使用量</td></tr>
<tr><td>電力、燃料等</td><td>エネルギー使用量</td><td colspan="2">電力、燃料等</td><td>エネルギー使用量</td></tr>
<tr><td>kWh</td><td>kl</td><td colspan="2">kWh</td><td>kl</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標①：省エネルギー化の場合※4</td></tr>
<tr><td colspan="2">年間エネルギー使用量に対する削減量</td><td colspan="3">単位当たりエネルギー使用量の削減量</td></tr>
<tr><td>電力、燃料等</td><td>エネルギー使用量</td><td colspan="2">電力、燃料等</td><td>エネルギー使用量</td></tr>
<tr><td>kWh</td><td>kl</td><td colspan="2">kWh</td><td>kl</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標②：再生可能エネルギー利用の場合※4</td></tr>
<tr><td colspan="2">発電電力量</td><td colspan="3">エネルギー利用量</td></tr>
<tr><td colspan="2">kWh</td><td colspan="3">kl</td></tr>
<tr><td>各種協議状況※5</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発電施設の予定管理者及び予定管理方法※5</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>費用の負担方法</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※1　農業水利施設の変更（集約再編に伴う廃止を含む）となる場合に記載（発電施設の新設の場合は記載不要。）

※2　省エネルギー化・再生可能エネルギー利用のための整備に併せて、農業水利施設の長寿命化対策を実施する場合は、別紙様式第６号の機能保全計画の概要を添付すること

※3　「発電電力の活用や売電収入が維持管理費に充当される」又は「省エネルギー化による維持管理費の軽減等の恩恵を受ける」全ての施設

※4　エネルギー使用量及び利用量は原油換算しkl単位で記載

※5　再生可能エネルギー利用の整備を行う場合のみ記載

別紙様式第13号

省エネルギー化対策実施計画

１　施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間	事業実施期間	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
						年～　年 (　　調査)	年～　年	ha	百万円
地域指定			事業概要						

注１）事業名には、国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）又は水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）を記載すること。

２　農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事実施期間	助成対象事業費	備考
			年～　年	百万円	
			年～　年	百万円	
			年～　年	百万円	
			年～　年	百万円	
合計				百万円	

注）施設整備事業のうち省エネルギー化に資する事業について記載すること。

３　地区内における省エネルギー化対策の概要

（１）省エネルギー化

施設名		管理者	受益面積	主要諸元	電気（燃料）使用量				ハード対策	ソフト対策	対策期間	備考
					現況		事業実施後					
					(kWh, kl)	原油換算(kl)	(kWh, kl)	原油換算(kl)				
用水施設												
1												
2												
3												
4												
	合計(原油換算 kl)(a)											
地区内の年間粗用水量(千 m^3)(b)												
単位水量当たりエネルギー使用量 (kl/m^3)(a/b/1000)												
排水施設												
1												
2												
3												
	合計(原油換算 kl)(a)											
計画排水量(千 m^3)(b)												
単位水量当たりのエネルギー使用量 (kl/m^3)(a/b/1000)												

注１）施設整備事業の対象となる施設管理者が管理する施設のうち、国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）では地区内に存する末端支配面積 100ha 以上のエネルギーを使用する施設を、水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）では地区内に存するエネルギーを使用する施設を全て記載すること。

注２）現況には計画策定時における過去５か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

（２）再生可能エネルギー利用

施設名		管理者	発電方法	新設・更新・存置の別	年間可能発電量(MWh)		運用期間	発電電力の供給先又は売電収入の充当先の施設	備考
					現況	事業実施後			
1									
2									
3									
4									
	合計								
	原油換算(kl)								

注１）事業による整備の有無にかかわらず、事業実施後に地区内に存する再生可能エネルギーを利用した発電施設を全て記載すること。

注２）発電電力の供給先又は売電収入の充当先の施設には、施設名、主要諸元等を記載すること。

注３）現況には計画策定時における過去５か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

（３）まとめ

地区全体のエネルギー使用量(kl)（ア）	再生可能エネルギー発電量(kl)（イ）	省エネ対策実施施設のエネルギー使用量(kl)（ウ）	うちソフト対策実施施設のエネルギー使用量(kl)（エ）	全体に占める割合 エ÷（アーイ）×100
				%

注）全体に占める割合は50%以上となるようにすること。

別記様式第14号

流域治水対策整備計画

地区名			局名		
都道府県名			事業主体		

関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～

現況 （事業の必要性）	（対象施設の状況、田んぼダムへの取組状況、流域治水対策の推進のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。）

流域治水プロジェクトの策定状況※1	策定（予定）年月日		水系名	
治水協定の締結状況	締結（予定）年月日		水系名	
地方自治体が策定する防災に係る計画・協定への位置付け	計画・協定への位置付け（予定）年月日		位置付け 内容	

	名称	主要諸元	受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
対象施設 概要	○○ ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等	ha		年度 ～	
	○○ 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等	ha		年度 ～	
	○○ 機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等	ha		年度 ～	

施設整備計画	事業種類	対象施設	整備内容	事業費
	(1)農業用用排水施設整備事業			千円
	(2)堆砂対策事業			千円
	(3)緊急水管理システム整備事業			千円

<table>
<tr><td rowspan="3">関連事業の実施状況</td><td>事業名</td><td>地区名</td><td colspan="2">整備内容</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">水田貯留機能向上の取組の実施面積
※2</td><td colspan="2">地区内面積（ha）</td><td colspan="2">地区外面積（ha）</td></tr>
<tr><td>現況</td><td>目標年度
（○○年）</td><td>現況</td><td>目標年度
（○○年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">流域治水の取組内容※3</td><td colspan="3">（計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資する整備であることを具体的に記載する。）</td></tr>
</table>

※１　別紙１第２の９の(1)から(3)の事業を実施する場合、整備対象施設が位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

※２　別紙１第２の９の(2)の事業を実施する場合のみ記載

※３　別紙１第２の９の(2)及び(3)の事業を実施する場合のみ記載

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

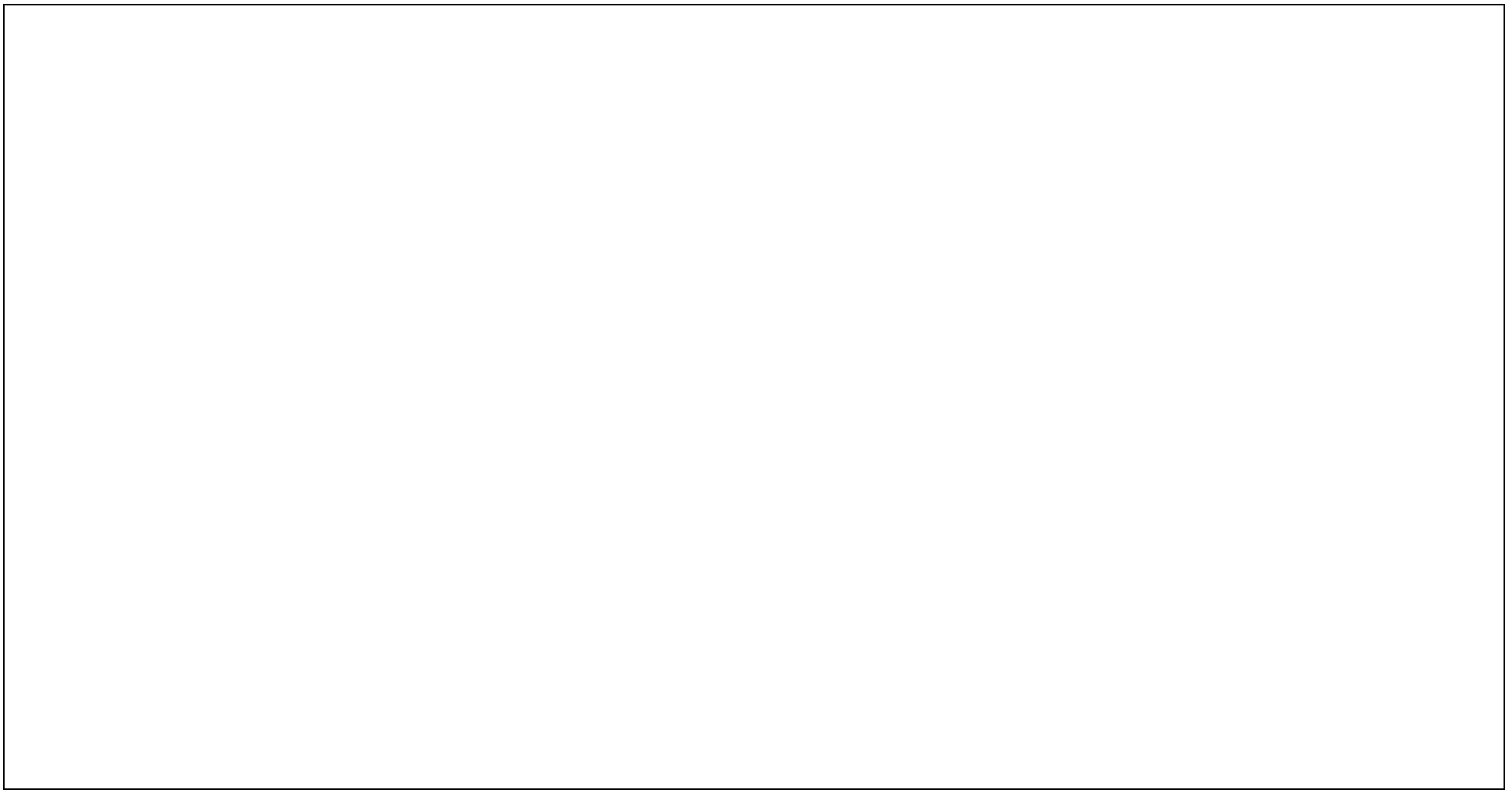

別記様式第15号

農用地利用集積地域土地改良整備計画

1　地区の現況

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>受益面積</td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>地形・地質・土壌・気象</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">地域農業概要</td><td colspan="2" rowspan="2">専兼業別農家戸数</td><td>専業</td><td>1種兼業</td><td>2種兼業</td><td>計</td><td colspan="2">平均農家所得（令和　年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>農業所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">1戸当たり平均耕地面積（ha）</td><td>水田</td><td>普通畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>農外所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要作物作付面積</td><td>作物名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>延作付面積（ha）</td><td>土地利用率（%）</td></tr>
<tr><td>作付面積（ha）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単位収量（kg/10a）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域指定等</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

2　課題及び整備方針

<table>
<tr><td rowspan="2">関連基幹事業の概要</td><td>事業実施主体</td><td>事業実施期間</td><td>事業内容</td><td>総事業費</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域農業の現状と課題</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農用地の集積目標等</td><td colspan="4">利用集積率　○○%→○○%
集積団地要件の定義：○ha以上</td></tr>
<tr><td>地域農業の振興方向と整備方針</td><td colspan="4">※水管理の省力化が図られることを明記すること</td></tr>
</table>

3　農業生産基盤整備事業等の概要

区分 / 事業名	整備内容	備　考

区分 / 事業名	面　積　(ha)					備　考
	田	普通畑	樹園地	その他	計	

4　担い手の概要

① 認定農業者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者			地域計画の目標地図		経営等農用地面積(ha)																				
								現　況									対象事業完了時（上段）・目標（下段）											
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地		計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地			
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		

注：ア．認定農業者の認定状況の欄には、農用地利用集積地域土地改良整備計画策定時の認定状況を記載する。

イ．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領別記１第１の４に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。

ウ．基幹３作業受託地とは、基幹ほ場３作業を受託しているものとする。

エ．目標の欄には、要領別記１第１の３の（１）に掲げる要件を備えた担い手（農地所有適格法人を除く。）に係る面積等を記入する。

オ．認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

② 認定新規農業者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者			地域計画の目標地図		経営等農用地面積(ha)																				
								現　況									対象事業完了時（上段）・目標（下段）											
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地		計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地			
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		

注：ア．認定農業者の認定状況の欄には、農用地利用集積地域土地改良整備計画策定時の認定状況を記載する。
イ．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領別記１第１の４に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
ウ．基幹３作業受託地とは、基幹ほ場３作業を受託しているものとする。
エ．目標の欄には、要領別記１第１の３の（２）に掲げる要件を備えた担い手（農業者を除く。）に係る面積等を記入する。
オ．認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

③ 集落営農組織の概要

農業営農組織名	設立年月日（予定含む。）	特定農業団体等になった年月（予定含む。）	地域計画の目標地図		参加農家戸数			経営等農用地面積（ｈａ）								
								現況			対象事業完了時			目標		
			策定年月	位置付け状況	現況	対象事業完了時	目標	計	地区内	地区外	計	地区内	地区外	計	地区内	地区外

注：ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領別記１第１の４に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ．基幹３作業受託地とは、基幹ほ場３作業を受託しているものとする
ウ．目標の欄には、要領別記１第１の３の（３）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

④ 市町村基本構想水準達成者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	市町村基本水準達成者			地域計画の目標地図		経営等農用地面積(ha)																				
								現　況									対象事業完了時（上段）・目標（下段）											
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地		計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地			
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		

注：ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領別記１第１の４に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ．目標の欄には、要領別記１第１の３の（４）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑤ 担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者の概要

ア 担い手の基準

イ 担い手の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	市町村が認める者			地域計画の目標地図		経営等農用地面積(ha)																	
								現　況									対象事業完了時（上段）・目標（下段）								
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地		計			所有耕地		貸借権等設定地		基幹３作受託地	
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外

注：ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領別記１第１の４に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ．基幹３作業受託地とは、基幹ほ場３作業を受託しているものとする。
ウ．目標の欄には、要領別記１第１の３の（６）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑥ 農地利用集積現況図及び計画図

（凡例等記入例）

（現況）

凡　例			
		経営・組織形態等	耕作面積（ha）
色彩区分	A1	経営拡大志向農家	
	A2	〃	
	A3	〃	
	B1	個人営農農家	
	B2	その他農家	
	C	自家消費型農家	

凡　例			
		経営・組織形態等	耕作面積（ha）
色彩区分	A1	経営拡大志向農家	
	A2	〃	
	A3	〃	
	P1	生産組織	
	P2	〃	
	C	自家消費型農家	

5　担い手への農用地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹３作 業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の利用集積率(%) B/A
事業実施前						
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
○○年度 まで						

上段（ ）：農業生産基盤整備事業の完了時、下段：集積地域整備計画等目標年度

6　担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担 い 手 区 分										計	
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者			
	戸数	面積(ha)	戸数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	戸数	面積(ha)
自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

7　農業経営高度化支援事業の概要

別記１別表２の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（対象事業費）（千円）	備考

注１：別記１別表２の区分の欄の４の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。
注２：「別記１別表２の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。
注４：「対象事業費」とは、中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、農業生産基盤整備事業に係る事業費。

8　中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積(ha) A	中心経営体の利用集積面積(ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積(ha) C	中心経営体の使用収益権面積(ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積(ha) E	中心経営体の集約化面積(ha) F	中心経営体集積率(%) B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率(%) F/B	助成割合(%)
事業実施前（○年度）									
整備事業完了時（○年度）									
要件達成確認時（○年度）									
目標年度（○年度）									

注１：別記１別表２の区分の欄の４の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。
注２：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

別記様式第16号

農地集積促進計画

１．国営かん排事業（農地集積促進型）の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積（ha）	総事業費（百万円）	主な工事内容

２．中心経営体農地集積促進事業の概要

事業実施主体	事業実施期間	中心経営体農地集積促進事業助成対象事業費（千円）	備考

注１：「中心経営体農地集積促進事業助成対象事業費」とは、国営かん排事業（農地集積促進型）の総事業費のうち、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費。

３．中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積（ha） A	中心経営体の利用集積面積（ha） B＝C＋D＋E	中心経営体の所有面積（ha） C	中心経営体の使用収益権面積（ha） D	中心経営体の基幹３作業受託面積（ha） E	中心経営体の集約化面積（ha） F	中心経営体集積率（%） B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率（%） F/B	助成割合（%）
事業実施前（○年度）									
生産基盤整備事業等完了時（○年度）									
要件達成確認時（○年度）									
目標年度（○年度）									